

熊本県トランポリン協会 トランポリン台貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、熊本県内のトランポリン未普及地への普及を図るため、トランポリン台およびマット（以下「トランポリン台等」という。）を貸出すことを目的とする。

(対象者)

第2条 次の各号の全てに該当する場合は、貸出しを行う。

- (1) 貸出しを希望する者（以下「借受人」という。）が、普及指導員または地方公共団体もしくはそれに準ずる団体である場合
- (2) トランポリン台の設置を希望する場所（以下「設置場所」という。）が、公の施設である場合
- (3) 総合型スポーツや地域スポーツ等で、設置場所の属する地方公共団体の協力が得られる場合
- (4) 設置場所の近隣に普及指導員が居住し、かつ定期的に指導ができる場合
- (5) トランポリン未普及地への効果的な普及が見込まれ、理事会での承認を得た場合

(貸出期間)

第3条 6ヶ月以上2年未満とする。ただし、理事会での承認を得た場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定にかかわらず、借受人が本規程に違反した場合、またはその活動状況から普及効果が低いと判断される場合は、理事会の決定によって熊本県トランポリン協会は貸出期間を打ち切ることができる。

(破損・紛失)

第4条 借受人は、トランポリン台等を損傷または紛失した場合は、速やかに熊本県トランポリン協会に届けなければならない。

- 2 前項の損傷または紛失の理由が、借受人の管理が不十分なため生じたものであるときは、熊本県トランポリン協会は借受人に対し、損害の実費を弁償させることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、スプリング等の消耗品が損傷した場合には、借受人の負担で交換するものとする。

(費用の負担)

第5条 トランポリン台等の使用料は、1ヶ月当たり10,000円とする。また、トランポリン台等の貸出しおよび返還に要する運搬費用は借受人の負担とする。

(返還)

第6条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにトランポリン台等を返還しなければならない。

- (1) 貸出期間が満了した場合
- (2) トランポリン台等を使用しなくなった場合
- (3) 熊本県トランポリン協会から返還を求められた場合

(転貸の禁止)

第7条 借受人は、貸出しを受けたトランポリン台等を転貸してはならない。

(その他)

第8条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は熊本県トランポリン協会がその都度定めるものとする。

付則

1. 本規定は、平成26年7月1日から施行する。